## 鳥取県告示第130号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成24年3月2日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称又は 氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所 の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人トマ	ヘルパーステーショ	東伯郡湯梨浜町大	平成24年3月1日	介護予防訪問介護
トの会	ントマトゆりはま	字龍島500		